

○小田原市地震被害軽減化事業補助金交付要綱

平成30年9月25日要綱第91号

改正

平成31年4月1日要綱第12号

令和2年4月1日要綱第25号

令和3年3月2日要綱第12号

令和4年4月1日要綱第17号

令和5年4月1日要綱第41号

小田原市地震被害軽減化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、予算の範囲内において、地震被害軽減化事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **ブロック塀等** 市内に存するコンクリートブロック、大谷石、万年塀、レンガを用いて築造した塀又は門柱であって、高さが1メートルを超えるもの又は市長が特に危険と認めたものをいう。
- (2) **道路** 国、地方公共団体その他の公法人が所有し、若しくは管理する道又は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に定める道路のいずれかに該当するものをいう。
- (3) **撤去** ブロック塀等（基礎等は含まない）を道路面（擁壁がある場合にあつては、擁壁の上端）から40センチメートル以下の高さにすることをいう。ただし、家屋等の建て替え又は解体を伴わない工事に限る。

(補助金交付の種類等)

第3条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

い。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定の審査基準)

第5条 規則第5条第1項に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を変更、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたものについては、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(決定通知書)

第7条 規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書の様式は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付をしない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとする者は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第2号)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとする場合は、速やかに補助金交付申請取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第10条 規則第9条第3項又は第16条第4項の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金交付決定(一部)取消・変更通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助事業の遂行の指示)

第11条 規則第12条の規定による指示は、指示書(様式第5号)によるものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに事業を実施し、これを終了したときは、実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第13条の規定による実績報告書の様式、当該報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条に規則する書類の審査及び現地調査等の審査基準は別表に定めるとおりとする。

2 前項による審査の結果、補助事業の内容と成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、市長は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告書等の内容が相当であると認めるときは、書類提出後1月以内に補助金を交付するものとする。

(補助事業者への指示)

第15条 規則第15条第1項の規定による指示は、指示書によるものとする。

(補助金の返還)

第16条 規則第17条の規定による補助金の返還の通知は、補助金返還通知書(様式第6号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条、第12条、第13条関係）

1 ブロック塀等撤去費補助金

補助金交付の目的	地震災害等による被害の軽減及び避難路等の安全の確保を図る
補助対象者	事業の対象となるブロック塀等を所有する者
補助対象事業	<p>道路、公共施設及び学校教育法第1条に規定する学校、保育所等、児童福祉施設、公民館、学校指定通学路（私道を含む）に面したブロック塀等を撤去する工事（以下「撤去工事」という。）。ただし、次に掲げるものは補助対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴う撤去工事 2 事業を行う者が当該事業に係る棚卸資産（所得税法第2条第1項第16号に規定する棚卸資産又は法人税法第2条第20号に規定する棚卸資産をいう。）として所有する土地上に存するブロック塀等を撤去する撤去工事 3 国、地方公共団体その他の公共団体が行う撤去工事 4 市税を滞納している者が行う撤去工事 5 撤去跡地に道路面から40センチメートルを超えるブロック塀等を築造するために行われる撤去工事 6 同一路路に撤去されないブロック塀等が残る撤去工事 7 この要綱又は小田原市地震被害軽減化促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱（平成29年4月1日制定）による廃止前の小田原市地震被害軽減化促進事業補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）の規定により補助金の交付決定を受けた者又は同要綱附則第2項の規定による廃止前の小田原市危険な塀撤去促進事業費補助金交付要綱（平成16年4月1日制定）の規定により補助金の交付を受けた者が行う撤去工事 8 家屋等の建て替え又は解体を伴う撤去工事

		9 各号までに掲げるもののほか、市長が補助の対象として特に不適当と認める撤去工事
補助金額		<p>ブロック塀等の長さ1m（少数点以下切り捨て）当たり1万円（限度額10万円）</p> <p>ただし、工事見積書額が補助金の限度額を下回る場合、工事見積額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を補助金の限度額とする。また、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
交 付 申 請 書	様式	様式第7号
	提出期限	事業実施前
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（様式第8号） 2 ブロック塀等の位置の分かる平面図及びブロック塀等の立面図、断面図（事業実施前及び実施後） 3 ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書の写し 4 境界に関する同意書（様式第9号）又はそれに代わる書類 ※ブロック塀等が私有地に面する場合に限る 5 撤去を行うブロック塀等の写真 6 市税納税証明書（完納証明書） 7 誓約書（様式第10号） 8 口座振替依頼書 9 工事実施に関する同意書（様式第11号） ※ブロック塀等を所有する者と土地若しくは家屋を所有する者が異なる場合に限る。 10 前各号までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
	申請期間	11月末日まで

	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的・内容は補助金の交付目的に合っているか。 2 事業計画は、補助の要件（補助対象者・補助対象事業で定めている項目）を満たしているか。 3 成果目標は、市民への説明責任を果たせるものになっているか。 4 経費配分、使用方法は事業遂行のうえで適当な額か。 5 補助申請額は、正しく算出されているか
補助金等交付決定通知書様式		様式第12号
実績報告書	様式	様式第13号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 各工程の状態を撮影した写真 2 ブロック塀等の撤去に要する費用の施工者から申請者への領収書（請求書）の写し 3 境界に関する確認書（様式第14号） ※申請時に境界に関する同意書（様式第9号）を提出した者で、本工事において基礎を解体した者に限る。 4 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	事業を行った日の属する年度の12月末日
	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容、経費の使用実績は、交付申請時の内容と相違がないか。 2 成果目標が達成されているか。

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 1 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

補助金不交付決定通知書

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった
由により交付しないことを決定したので、
規定により通知する。

補助金について、以下の理
補助金交付要綱第 7 条の

不交付の理由

（事務担当部課担当名）

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

補助事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定を受けた 補

助金に係る交付決定の内容を次のとおり変更・中止・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更・中止・廃止内容

2 変更・中止・廃止の理由

様式第3号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

補助金交付申請取下書

年 月 日

小田原市長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定を受けた 補
助金に係る申請を次のとおり取り下げます。

取り下げの理由

様式第4号（第10条関係）

様式第4号（第10条関係）

番 号
年 月 日

補助金交付決定（一部）取消・変更通知書

様

小田原市長 印

年 月 日付け 号で交付決定した 補助金
交付決定を次のとおり（一部）変更・取消しますので通知します。

1 変更・中止・廃止内容

2 変更・中止・廃止の理由

（事務担当部課担当名）

様式第 5 号（第11条、第15条関係）

様式第 5 号（第 1 1 条、第 1 5 条関係）

番 号
年 月 日

指示書

様

小田原市長 印

年 月 日付け 号で交付決定した 補助金について、
小田原市補助金の交付等に関する規則第 1 2 条（第 1 5 条）の規定により、次のとおり指示する。

1 指示事項

2 理由

（事務担当部課担当名）

様式第6号（第16条関係）

様式第6号（第16条関係）

番 号
年 月 日

補助金返還通知書

様

小田原市長 印

年 月 日付け 号で交付決定した 補助金の返還に
ついて、小田原市補助金の交付等に関する規則第17条の規定により通知する。

1 返還額 円

2 返還理由

3 納付期日 年 月 日

（事務担当部課担当名）

様式第7号（別表関係）

様式第7号（別表関係）

ブロック塀等撤去費補助金交付申請書	
年 月 日	
小田原市長 様	
住所 申請者 氏名 電話番号	
ブロック塀等撤去費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
ブロック塀等の所在地	小田原市
工事の予定期間	年 月 日～ 年 月 日
工事請負者	住所 氏名 電話
代理申請者	住所 氏名 電話
関係書類	1.事業計画書 2.ブロック塀等の位置の分かる平面図及びブロック塀等の立面図、断面図（事業実施前及び実施後） 3.ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書の写し 4.境界に関する同意書又はそれに代わる書類※ブロック塀等が私有地に面する場合に限る 5.撤去を行うブロック塀等の写真 6.市税納税証明書(完納証明書) 7.誓約書 8.口座振替依頼書 9.工事実施に関する同意書※ブロック塀等を所有する者と土地若しくは家屋を所有する者が異なる場合に限る。 10.前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
処理欄	

様式第9号（別表関係）

様式第9号（別表関係）

境界に関する同意書

年 月 日

小田原市長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

私が関わる当該道路又は敷地について、申請者宅に現在存するブロック塀等の位置を、申請者の道路又は敷地境界とみなし、申請者がブロック塀等撤去費補助制度に基づく補助金を受けて、現在のブロック塀等を撤去し、その後、既存の位置に新たに安全な塀等を築造することに同意します。

なお、上記当該道路又は敷地は、現在存するブロック塀等との境界を示しているものであり、建築基準法上の道路又は敷地境界を示すものではないため、本同意書は、当該道路又は敷地についての本工事のみに対して効力を有するものとします。

土地所有者

地番	所有者住所	年月日	氏名（印）
			印
			印
			印

建物所有者

地番	所有者住所	年月日	氏名（印）
			印
			印
			印

様式第10号（別表関係）

様式第10号（別表関係）

誓約書

私は、小田原市地震被害軽減化事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付の申請をするにあたり、この要綱の趣旨を尊重し、以下の事項を遵守することを、ここに誓約します。

1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴う撤去工事ではありません。
2. 事業を行うものが当該事業に係る棚卸資産（所得税法第2条第1項第16号に規定する棚卸資産又は法人税法第2条第20号に規定する棚卸資産をいう。）として所有する土地に存するブロック塀等を撤去する撤去工事ではありません。
3. 撤去跡地に道路面（擁壁がある場合にあっては、擁壁の上端）から40センチメートルを超えるブロック塀等を築造するために行われる撤去工事ではありません。
4. 同一道路に撤去されないブロック塀等が残る撤去工事ではありません。
5. 家屋等の建て替え又は解体を伴う工事ではありません。

年 月 日

住所

氏名

小田原市長 様

様式第11号（別表関係）

様式第11号（別表関係）

工事実施に関する同意書

私は、次のブロック塀等撤去費補助金申請者の行うブロック塀等の撤去工事について同意するとともに、同補助金に係る一切の権限を委任します。

補助金申請者	
ブロック塀等の 撤去工事を 実施する所在地	

年 月 日

住所

氏名

印

小田原市長 様

様式第12号（別表関係）

様式第12号（別表関係）

補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあったブロック塀等撤去費補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定により通知する。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助の対象は、年 月 日付けブロック塀等撤去費補助金交付申請書記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 規則及び小田原市地震被害軽減化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めに従うこと。
 - (5) この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件若しくは市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知書を受理した日から30日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 4 工事が完了したときは、工事を行った日の属する年度の12月末日までに完了実績報告書を市長に提出し、完成検査を受けなければならない。ただし、検査の結果、要綱の基準に適合しない場合は、補助金の交付を取り消すことがある。
- 5 その他

様式第13号（別表関係）

様式第13号（別表関係）

ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書	
年 月 日	
小田原市長 様	
住所	
申請者 氏名	
電話	
次のとおり工事が完了しましたので、届け出ます。	
所在地	小田原市
補助金決定通知書 番号等	年 月 日 号
完了年月日	年 月 日
事業変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 変更内容（ ） <input type="checkbox"/> 無
処理欄	

関係書類

- ・ 各工程の状態を撮影した写真
- ・ ブロック塀等の撤去に要する費用の施工者から申請者への領収書（請求書）の写し
- ・ 境界に関する確認書※申請時に境界に関する同意書（様式第9号）を提出した者
で、本工事において既存の位置に新たに安全な塀等を築造した者に限る。

様式第14号（別表関係）

様式第14号（別表関係）

境界に関する確認書

年 月 日

小田原市長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

私が関わる当該道路又は敷地について、申請者がブロック塀等撤去費補助制度に基づき補助金を受け、ブロック塀等を撤去し、その後、施工前と同じ位置に安全な塀等を築造したことを確認します。

土地所有者

地番	所有者住所	年月日	氏名（印）
			印
			印
			印

建物所有者

地番	所有者住所	年月日	氏名（印）
			印
			印
			印

様式第15号（第13条関係）

様式第15号（第13条関係）

補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付け 号で交付決定をしたブロック塀等撤去費補助金について、実績報告の結果、補助金額を次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則第14条の規定により通知する。

1 補助金額 円

2 決定理由

審査の結果、実績報告書の記載内容が決定の内容及びこれに対する条件に適合すると認められたため。

（事務担当部課担当名）